

# 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正案 に対する意見募集の結果概要

---

令和4年3月4日  
事務局

## 1. 意見募集期間

令和4年1月22日（土）～2月21日（月）

## 2. 意見提出件数

合計16件

（内訳）一般社団法人日本民間放送連盟 3件、株式会社NTTドコモ 1件、個人12件

## 3. 主な意見内容

（1） 総論の御意見 …… 1件

（2） 改正個人情報保護法を受けた放送分野ガイドラインの改正箇所についての御意見 …… 4件

（3） 放送分野ガイドライン（改正個人情報保護法）の解釈に関する御質問 …… 5件

（4） 放送分野ガイドラインの上乗せ規定についての御意見 …… 6件

## (1) 総論の御意見 …… 1件

御意見	考え方
<p>意見 1 - 1</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 当連盟は、本年 1 月 19 日開催の総務省「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」（以下、視聴データ検討会）第 5 回会合において、昨年 12 月に公表した「視聴データの取り扱いに関する基本的考え方」に基づき、「視聴データの適切な活用は視聴者のニーズ、利便性を向上させ、豊かな放送文化の実現に寄与する」「放送の媒体価値向上の有効な手段となる」と、視聴データ利活用の意義を説明しました。</li><li>● 当連盟の会員テレビ各社は、上記の「基本的考え方」に基づき、法令の遵守及び視聴者のプライバシー保護を大前提として、視聴者への告知やガバナンスの徹底といった具体的施策に取り組んでまいります。</li><li>● 本ガイドラインの改正が会員テレビ各社による視聴データの適切な活用に資する内容となるよう要望します。</li></ul> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>放送分野ガイドラインの改正を踏まえ、視聴者のプライバシーの保護と放送事業者等における活用のバランスを両立しつつ、放送事業者等において、視聴データの取扱いが行われることが適切であると考えます。</p>

## (2) 改正個人情報保護法を受けた放送分野ガイドラインの改正箇所についての御意見 … 4件

御意見	考え方
<p>意見 1 - 2 (適正な取得) 第 8 条第 2 項第 7 号</p> <p>● 本案において記載の「外国」は、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）」と定義されていますが、本年 4 月 1 日に施行される改正個人情報保護法（以下、改正法）第 28 条第 1 項における「外国」の定義は、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第 31 条第 1 項第 2 号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）」となっています。</p> <p>● 本案の「以下同じ。」という定義で受信者情報取扱事業者に不都合が生じることがないかの確認を求めるとともに、改正法と平仄を合わせる趣旨で、適用除外となる「外国」を定義した後者の括弧書きを追加することを要望します。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>放送分野ガイドライン第 8 条第 2 項第 7 号は、個人情報保護法第 20 条第 2 項第 7 号・個人情報保護法施行規則第 6 条を根拠とする規律であるところ、個人情報保護法施行規則第 6 条第 2 号の「外国」について、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。」とはされていないことから、放送分野ガイドライン第 8 条第 2 項第 7 号についても、原案どおりとします。</p> <p>他方、放送分野ガイドライン第 18 条、第 20 条第 3 項第 3 号並びに第 21 条については、個人情報保護法と平仄をあわせる形で、当該各条項における「外国」について、個人情報保護法令に基づき、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。」こととします。具体的には、放送分野ガイドライン第 18 条第 1 項を次のように修正することとします。</p> <p>(修正後) 第 18 条第 1 項 外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則第十五条に定めるものを除く。以下この条、第二十条第三項第三号及び第二十一条において同じ。）</p>

御意見	考え方
<p>意見 3</p> <p>&lt;意見対象&gt; 第 3 条第 4 号「収集される」</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「収集される」と「取得」する（第 8 条第 2 項ほか）は同じ意味という理解でよいか。仮にその理解でよければ、第 3 条第 4 号は「視聴に伴って取得される」か「視聴に伴って直接又は間接に取得される」に変更すべきと考える。</li><li>・もし「収集」と「取得」とが違う意味であるならば、その違いを説明していただきたい。</li></ul> <p>&lt;意見の理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・同じガイドラインの中に「取得」と「収集」という用語が現れているものの、同じ意味のように思われる。解釈上混乱を招きかねない。</li></ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘を踏まえ、次のように修正することとします。</p> <p>（修正後） 第 3 条第 4 号 視聴者個人情報 視聴に伴って取得される個人に関する情報であって、個人情報であるものをいう。</p>

御意見	考え方
<p>意見 4</p> <p>[意見対象箇所] 第 8 条第 2 項第 7 号 「外国において学術研究機関等に相当する者」</p> <p>[意見] 「外国において学術研究機関等に相当する者」に該当する者の例（代表的な機関名）をガイドラインの解説に記載していただきたい。</p> <p>[理由] 外国のどの機関を主に想定した記載か不明なため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>放送分野ガイドライン解説は、個人情報保護法に基づき、放送に特有の事情等に鑑みて必要となる規定について、その解説を示しているものです。本規定は、現時点では放送固有の規定を設ける必要はないと認識していることから、個人情報保護法ガイドライン（通則編）と同等の内容を放送分野ガイドライン解説に示しているものです。</p>
<p>意見 5</p> <p>[意見対象箇所] 解説案 p 5 6 第 8 条第 2 項第 7 号 「外国において学術研究機関等に相当する者」</p> <p>[意見] 「外国において学術研究機関等に相当する者」に該当する者の例（代表的な機関名）をガイドラインの解説に記載していただきたい。</p> <p>[理由] 放送受信者等の個人情報を取り扱う、外国の学術研究機関等というのが、外国のどの機関を主に想定した記載か不明なため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	

## (3) 放送分野ガイドライン（改正個人情報保護法）の解釈に関する御質問 …… 5件

いずれの御質問も、放送分野ガイドラインや改正個人情報保護法の内容について、その事実確認を行う御質問であるため、総務省において、個別の御質問に総務省の考え方を回答。（詳細は資料6-2を参照）

意見2 視聴者非特定視聴履歴（個人関連情報）に関する御質問

意見7 保有個人データの開示に関する御質問

意見8 開示等の請求等に応じる手続に関する御質問

意見9 手数料に関する御質問

意見10 仮名加工情報の漏えいに関する御質問

## (4) 放送分野ガイドラインの上乗せ規定についての御意見 …… 6件

いずれの御意見も、今般の個人情報保護法の改正に直接関係ない御意見であり、総務省の考え方は、「放送分野特有の上乗せ規定については、本検討会において今後検討することとしており、御意見は、今後の放送分野ガイドライン改正に当たっての参考とさせていただきます。」としている。（詳細は資料6-2を参照）

意見1-3 視聴者特定視聴履歴に関する御意見（第42条関連）

意見6 推知された個人データに関する御意見（第42条関連）

意見11 第三者提供を利用目的とする場合の当該第三者の範囲の表示に関する御意見（第40条関連）

意見12 受信機に記録された個人情報の暗号化等に関する御意見（第41条関連）

意見13 受信機に記録された個人情報の暗号化等に関する御意見（第41条関連）

意見14 オプトアウトによる取得の停止に関する御意見（第42条関連）